

ETC コーポレートカード利用規則

(目的)

第1条 本規則は、関東通信事業協同組合(以下「組合」といいます。)が、中日本高速道路株式会社から貸与されたETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するETC コーポレートカード(以下「カード」といいます。)の利用について規定するものです。

(定義)

第2条 本規則の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 高速国道 東/中/西日本高速道路会社(以下「三会社」といいます。)が管理する高速自動車国道をいいます。
- 二 高速国道等 高速道路及び三会社が管理する一般有料道路のうち三会社が指定するものをいいます。
- 三 本四会社 本州四国連絡高速道路株式会社をいいます。
- 四 本四高速 本州四国連絡道路のうち本四会社が指定するものをいいます。
- 五 首都会社 首都高速道路株式会社をいいます。
- 六 首都高速 首都高速道路のうち首都会社が指定するものをいいます。
- 七 阪神会社 阪神高速道路株式会社をいいます。
- 八 阪神高速 阪神高速道路のうち阪神会社が指定するものをいいます。
- 九 公社 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取り扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第1項に基づく広告を行った地方道路公社をいいます。
- 十 公社道路 公社が指定する道路をいいます。
- 十一 カード取扱道路管理者 本四会社、首都会社、阪神会社及び公社を総称します。
- 十二 後納料金 カードを利用して通行した高速道路等の利用額(カードを利用して通行した高速道路の利用額に対して、ETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度に基づく割引が適用された場合は、割引後の額)及びカードを利用して通行した本四道路、首都高速、阪神高速及び公社道路の利用額(カード取扱道路管理者分の通行料金に対して、カード取扱道路管理者がそれぞれ所定の方法により定める割引が適用される場合は、カード取扱道路管理者がそれぞれ指定する額)をいいます。
- 十三 原因者負担額 道路法(昭和27年法律第180号)第58条第1項に規定に基づき三会社が負担させることとした費用をいいます。
- 十四 ETC利用規定 有料道路自動料金収受システムを利用する料金徴収事務の取り扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第2項に基づき定められた「ETCシステム利用規定」及び「ETCシステム利用規程実施細則」をいいます。
- 十五 ETCシステム ETCシステム利用規定第2条に定める無線通信により通行料金の支払いに必要な手続きを自動的に行う仕組みをいいます。
- 十六 車載器 ETCシステム利用規程第2条に定める車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を送信する無線機をいいます。
- 十七 セットアップ ETCシステム利用規程第2条に定める車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(利用資格)

第3条 カードの利用資格は、当組合に所属する組合員(以下「組合員」といいます。)に限りです。

(カードの利用申込み)

第4条 カードの利用申込みは個人事業主又は法人単位で行っていただきます。

- 2 カードの利用申込みを行う個人事業主又は法人(以下「申込者」といいます。)は本規則、ETC利用規程、組合が別に定める特約とすべてを承諾の上、第5条第2項に定める書類を組合に提出して下さい。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカード利用申込みを受け付けることはできません。
 - 一 申込者が、カード利用者として、既にカードを利用しているとき。
 - 二 申込者が、セットアップした車載器を正当に保有することが認められないとき。ただし、当該申込者が直ちに車載器を取得し、セットアップすることを確約した場合を除きます。
 - 三 申込者が、過去3年以内に、三会社の管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
 - 四 申込者が、三会社が管理する道路において車両制限令(昭和36年政令第265号)に違反した場合で、三会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。
 - 五 申込者が、三会社に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていない場合で、三会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。
 - 六 その他組合が、カードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。

(利用申請手続)

第5条 ETC コーポレートカードの利用承認を受けようとする組合員(以下、「申請者」といいます)は組合が規定するETC コーポレートカード申込書に本条第2項規定の書類を添付して組合に提出してください。

- 2-1 ETCカード申込書・利用にあたっての確認書 1通
- 二 ETCコーポレートカード発行申込書 1通
- 三 自動車検査証のコピー(電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等)) 各1通
- ・法人で申し込みの場合(御社名義のもの)
- ・個人事業主でお申し込みの場合(代表者名義のもの)
- 四 資格証明書のコピー 1通
- ・法人でお申し込みの場合(商業登記簿本、又は履歴事項全部証明書の写し3ヶ月以内のもの)
- ・個人事業主でお申し込みの場合(個人事業納税証明書又は、確定申告書)
- 五 その他組合が必要とする書類 必要数

(利用資格審査)

第6条 組合は、カード利用資格審査会において、ETCコーポレートカード利用資格の採否を審査します。

(カードの利用の承諾)

第7条 組合は、申込者が届け出た車載器管理番号について適当であると認める場合には、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者(以下「カード利用者」といいます。)は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。

(カードの貸与と取扱い)

第8条 組合は、カード利用者に対し、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両(当該車両の自動車検査証等の所有者欄又は使用者欄の名義がカード利用者)と同一である車両に限り、以下「登録車両」といいます。)ごとに、カードを貸与します。

- 2 組合は、前項のカードの貸与を行う場合、カード利用者あて、カードの引渡日、カードの引渡場所、カード番号、カードを利用できる登録車両の車両番号、カードの枚数及び第9条に定めるカードの利用期間を、組合所定の方法により通知します。

- 3 前項の通知を受けたカード利用者が、組合からカードの引渡しを受けるときは、ETC コーポレートカード受取書を組合に提出してください。
- 4 カードの所有権は三会社に帰属します。カード利用者、善良なる管理者は注意をもってカードを管理しなければなりません。また、契約者は、カードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することを一切してはなりません。

(カード利用承認の有効期間)

第9条 第8条に定めるETC コーポレートカード利用承認の有効期間は、カード上に表示された月の末日までです。

(カードの取り扱い手数料)

第10条 カード利用者は、組合から貸与を受けたカードの枚数に応じ、取り扱い手数料として1枚につき629円を第14条の定めにより毎年お支払いください。尚カードの再発行および追加発行もこれに準じます。なお、データ管理費として、別途定める金額を毎月お支払いください。

2 取り扱い手数料はカード利用の解約、カードの一部返却、カードの亡失等理由の如何を問わず返還しません。

(カード利用方法等)

第11条 カード利用者は、高速道路ならびに本四道路、首都高速、阪神高速および公社道路のうちカード取り扱い管理者が指定する道路又は料金所において、カードを利用することができます。なおカードの利用に当たっては、ETC 利用規定を遵守してください。

2 カード上にはカード利用者の氏名又は名称、カード番号、車両番号、交換期限等が表示されています。カードは次の各号に定めるもの以外の者に利用させることができません。

一 カード上に氏名又は名称が表示されたカード利用者。

二 カード上に氏名又は名称が表示されたカード利用者の使用人その他の従業員。

三 カードは改変しないでください。また破損又は変形したカードは、使用しないでください。

四 カードは、表示された車両以外に利用してはいけません。

五 一枚のカードを、同時に2台以上の車両の通行料金に利用することはできません。

(カードの取扱)

第12条 カードの利用受払い・保管は本条の規程によらなければなりません。

一 カード利用者は、カードの管理責任者(以下、「責任者」といいます)をきめて、組合に登録してください。責任者を変更した場合は、速やかに組合に連絡してください。

二 カードは、ロックできる収納庫内に収納してください。

三 カードの受払いは、責任者又はその指定するものに限ります。

四 後払いレシート及び運転日報ならびにタコグラフとの照合を励行してください。

五 カード利用者は、変形、破損、紛失、盗難防止のため組合が指定した専用ケースによる保持を徹底してください。

六 カード利用者は、組合が配布するカード利用についての注意事項等のポスターを、事務所および運転者控え室に提示するなど、取扱注意事項を周知徹底してください。

七 カード利用者は、管理責任者、取扱者および運転手に対し、カード取扱について指導教育に努めてください。

(割引の適用)

第13条 カード利用者がカードを利用して通行した高速道路の毎月の利用額について、所定の方法により大口・多頻度利用割引を適用します。ただし、カード利用者がカードを、表示された車両に利用した場合に限ります。

2 カード取扱管理者分の通行料金にかかる割引の適用の有無、適用条件、適用方法および算出方法等については、カード取扱道路管理者が定めるところによります。

(後納料金等の支払い)

第14条 組合は毎月の高速道路等の後納料金を翌月にカード利用者へ所定の請求書で請求します。

2 毎月組合が請求する料金は、カード利用者が指定する方法にて、組合にご入金(又は、引き落とし)下さい。

3 前項の定めにより、期日までに入金がなかった場合(引き落としが不能となった場合)、組合は督促いたします。督促後7日経過しても払い込みがない場合、又は2度にわたり支払い約定日に遅滞した場合等にはETC コーポレートカードの利用を停止します。但し組合がやむを得ざるものと認める場合を除きます。

(保証金)

第15条 組合は、カード利用者に対し、次に掲げる支払保証を求めるとします。

一 組合が定めた保証金の前納

二 カード利用料金が増加した場合の保証金の追加

三 組合が求める連帯保証人

四 その他組合が必要とする保証方法

2 保証金の預託を受けた組合は、前納者に対しては預り証を発行します。尚請求があれば、保証金の累計残高を残高証明書として発行します。

3 預託された保証金の利息は組合に帰属するものとします。

4 保証金預り証を第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保にすることはできません。

(支払いの追加保証)

第16条 後納料金の急増、支払いの恒常的遅延などの場合、組合はカード利用者に対して、連帯保証人の追加、保証金の追加預託を請求することができます。

(督促を受けたときの後納料金等の支払い)

第17条 組合は、カード利用者が後納料金請求書の納入期日までに後納料金を納入しないときは、督促状により督促納入期日を明示して納入を督促するものとします。組合は督促状1通につき手数料2千円を徴収します。

2 前項の納入期日は、督促状を発送した日から7日とします。

3 カード利用者が、督促状に定められた支払期限までに後納料金等および手数料を支払わないときは、預託された保証金から相当額を充当できるものとします。

(期限の利益の喪失)

第18条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、第14条第2項から第3項および前条の定めにかかわらず、後納料金等及び督促手数料について当然に期限の利益を失うものとします。

一 破産、和議、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別精算の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。

二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三 組合に預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

四 その他、組合が第34条の定めによりカード利用承認の取り消しをしたとき。

2 組合は、前項の場合において、いつでもカード利用者に対して後納料金等及び督促手数料の支払を請求し、又は保証金から当該額を充当することができるものとします。

(延滞金)

第19条 組合は、第17条第1項の規程による督促を受けたカード利用者が、督促納入期日までに後納料金等および手数料を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ未納後納料金を年利10.75パーセントの割合に乗じて計算した額を延滞金として請求できるものとします。ただし、後納料金および手数料の未納の合計額千円未満であるとき、または、当該未納金の額が百円未満であるときはこの限りではありません。

(カードの亡失)

第20条 カード利用者は、紛失、盗難などよりカードを亡失したときは、直ちに、ETC コーポレートカード紛失届を組合に提出してください。

- 2 カードを亡失したことにより生じる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず、カード利用者に負っていただきます。
- 3 カード利用者は、カードを亡失したときは、第1項の定めにより紛失届を提出した日から起算して1箇月以内に限り、第22条の定めによりカードの再発行の申込みができます。
- 4 カード利用者が、紛失届を提出した後にカードを発見したときは、直ちに、ETC コーポレートカード発券届を組合に提出してください。この場合、組合から指示があるまでは、発見したカードは利用できません。
- 5 契約者が第3項の定めによりカードの再発行を受けている場合において、亡失したカードを発券したときは、速やかに返却届を添え、発券したカードを組合に返却して下さい。(カード追加交付手続き)

第21条 カード利用者は、その所有する車両の増加等の事由によりカードの追加交付を受けようとするときは、ETC コーポレートカード追加交付申請書および添付書類を組合に提出してください。

2 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、カードの追加発行を行いません。

- 一 カード利用者が、後納料金の支払の督促を受けているとき。
- 二 カード割引停止、または利用を停止され、その停止期間中である時。

(カードの再発行)

第22条 カードの利用者がカードが破損又は変形した場合名等で、カードの再発行を受けようとするときは、ETC コーポレートカード再発行申込書を当該カードとともに組合に提出して下さい。

2 第4条の定めは、組合がカード利用者に対し、再発行したカードを貸与する場合について準用します。

(カードの交換)

第23条 カードは、交換期限(カード上に表示された月の末日までとします。)が過ぎたものは利用できません。

2 カードの交換を申し込むカード利用者は、組合が特に指定する場合の除き、交換期限の6箇月前までにETC コーポレートカード交換申込書および添付書類を組合に提出して下さい。

3 組合は、交換期限を更新したカードを貸与します。

4 カード利用者は、交換期限の過ぎたカードを、カード利用者の責任において切断する等使用不能の状態にして、処分して下さい。

(カードの一部返却)

第24条 複数のカードの貸与を受けているカード利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにETC コーポレートカード返却届を添え、不要となったカードを組合に返却して下さい。

- 一 登録車両の一部を利用しなくなったとき。
- 二 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。
- 三 その他契約者の事由によりカードの一部不要となったとき。

(解約)

第25条 カード利用者は、カードを利用する必要がなくなったときは、ETC コーポレートカード解約届を組合に提出することにより解約を申し出ることが出来ます。この場合、カード利用者は、組合の指示に従って、直ちにカードを返却して下さい。ただし、中日本高速道路株式会社への会社抹消登録は、原則、組合脱会時となります。

2 カード利用者が後納料金等の支払いを保証している場合において、前項の定めにより解約を申し出たときは、組合は、後納料金等が完済されていることを確認の上、三会社への保証額見直しを終了後、保障額保証金をカード利用者へ返還します。

(カード利用の解約)

第26条 カード利用者は、カードを利用する必要がなくなった時は、速やかにETC コーポレートカード返納届を組合に提出するとともに、カードを返却して下さい。

2 カード利用者が、保証金の預託をしている場合、前項のETC コーポレートカードの返納届を提出した場合、組合は後納料金等が完済されていることを確認の上保証金をカード利用者へ返還します。

(カード有効期間の満了)

第27条 カード利用者が、第23条第2項に定めるカードの交換手続きをしなかったときは、カード利用が解約されたものとみなします。

(協力義務)

第28条 カード利用者は、次に掲げる事項について、三会社に協力するものとします。

- 一 交通事故の防止に関すること。
 - 二 交通マナーの向上に努めること。
 - 三 車両制限令の遵守に関すること。
 - 四 原因者負担金債務の速やかな履行に処すること。
 - 五 その他三会社が必要と認める事項
- 2 カード利用者は三会社・公社等がカード又は自動車検査証等の提示を求めたときは、提示して下さい。

(届事項の変更)

第29条 カード利用者は、組合に届け出た書類に内容等に変更があったときは、届出事項の変更内容が確認できる書類その他三会社が必要と認める書類を添付して、速やかに組合あてに届け出て下さい。

(必要書類の提出)

第30条 カード利用者は、カードの利用について組合が必要とする書類の提示を求めたときは、その書類を組合に提示して下さい。

(車両制限令違反に関する報告義務及び累積点数30点もしくは即時告発相当違反にある場合の措置)

第31条 カード利用者は、この規則に関し、組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正して下さい。

2 カード利用者が車両制限令違反が発生した場合、その都度、ただちに組合に報告をしてください。また、第32条第四号、第33条第八号、第34条第六号の各規程及びその違反の起訴、不起訴にかかわらず、累積違反点数が30点に達し、警告を受け、または、即時告発相当の告発がなされた場合は、割引停止、カード利用停止、カード利用の承認が取り消され、ただちに組合にカードを返納してください。

(契約者のカードの一部に対する割引停止)

第32条 組合は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。

- 一 カードを、表示された車両以外の車両に利用したとき。
- 二 カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき。
- 三 三会社の管理する道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。
- 四 車両制限令に違反したとき、又は三会社等が管理する道路において車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。
- 五 本約款に違反する行為をしたとき。
- 六 カード利用者として不適当な行為をしたと三会社が認めたとき。

七 カード利用者が、虚偽の申告によりカードの貸与を受けたとき、または虚偽の申告によりカードの貸与を受けようとしたとき。

(カード利用者のカード利用停止)

第33条 カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、カード利用者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、カードの一部について利用を停止するものとします。

一 第32条各号に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき。

二 セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。

三 三会社等に対する原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき(ただし、債務の発生時から1年を経過していないとき及び債務の発生時から1を経過しており、かつ、その履行を終えていないことについて組合がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。)

四 本規則に違反する行為をし、情状が重いとき。

五 カード利用者として著しく不適当な行為をしたと三会社が認めたとき。

六 カード利用者が、第14条第2項の定めに違反して後納料金等の納入を行うことができないとき。

七 組合の定款、関係諸規定およびETCコーポレートカード利用規則に反するなど、組合事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められるとき。

八 三会社等の管理する道路において、車限令に違反した場合。

(カード利用承認の取消し)

第34条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カード利用承認たる資格を取り消すものとします。この場合において、カード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを組合に返却して下さい。

一 原則として、最近6ヶ月間のカード利用料金の1枚あたりの平均が1万円に達しないとき。

二 カード利用者が、割引停止期間中に第32条第1項第1号から第6号のいずれかに該当する行為をし、この情状が特に重いとき。

三 カード利用者が、カードを改変したとき。

四 カード取扱停止期間中にカードを利用したとき。

五 後納料金を支払うことが著しく困難であると認められたとき。

六 三会社または公社等の管理する道路において、車両制限令に違反し、有罪が確定し、後納割引停止の処分を受けたとき。

七 第14条第2項の定めに違反して後納料金の納入が行われず、第14条第1項規定の保証金の預託が行われないうとき。

八 組合の定款、関係諸規定、およびETCコーポレートカード利用規則に反するなど、組合事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められるとき。

(カード利用者全体の割引停止および利用停止)

第35条 三会社、本四会社、首都会社、阪神会社または公社等の管理する道路において、組合のカード利用者が、第32条に該当し組合に対する割引停止があった場合は、その期間の組合員全体の割引がないものとします。

2 第33条による組合に対する利用停止があった場合も組合員全体の利用停止となります。

(不正使用による損害賠償請求)

第36条 カード利用者がカードの不正使用により、組合が三会社から割引停止、カードの利用停止カードの承諾の取り消しの処分を受けた場合には、組合および組合員がこうむる損害について、その原因たるカード利用者には賠償を請求する。

(周知及び説明の義務)

第37条 カード利用者は使用人その他従業員に対して、本規則の内容を周知徹底し、本約款に違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければなりません。

(免責事項)

第38条 組合は、次の各号に該当するときは、そのために生じた損害について責任を負いません。ただし、組合の故意又は重大なる過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

一 提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他組合の責によらない事由により、カード利用者のカード利用が遅延し、又は不能となったとき。

二 カードに破損、毀損、変形その他の以上があるため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

三 通信企業、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他三会社の責によらない通信手段の障害等により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

四 災害、事変その他三会社の責によらない事由により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

五 三会社・公社等が高速道路等の管理の必要上、ETCシステム又はカードの利用を制限し、若しくは停止したため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。

六 カード利用者がカードを亡失した場合において、組合が紛失届を受領する前に、他人に当該カードを利用されたとき。

七 組合の責によらない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、申込者、申込者又はカードの利用者に名前、住所、電話番号、保証額又は請求金額等が漏洩したとき。

2 カード利用者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、そのために生じた損害について責任を負いません。ただし、カード利用者の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

一 災害、事変又は通信回線の故障その他契約者の責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、第17条第1項に定める督促手数料及び第19条に定める延滞金を免除するものとします。

二 郵送上の事故その他カード利用者の責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、第17条第1項に定める督促手数料及び第19条に定める延滞金を免除するものとします。

(合意管轄裁判所)

第39条 カード利用者は、組合との間で訴訟が生じた場合、組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(約款の改定)

第40条 組合は、本規則を改定することがあります。

2 前項の場合において、組合は、改訂内容又は改訂後の約款をあらかじめ組合ホームページその他の方法により通知します。当該通知により組合が指定した改定後の適用開始日以降に、契約者がカードを利用した場合、当該改訂内容を承諾したものとみなします。

3 カード利用者は、改定後の規則を承諾できない場合、第26条の定めに従い解約することができます。

附 則

本規則は、平成17年3月1日から施行します。

本規則は、平成24年4月1日に改定し、同日から施行します。

本規則は、平成26年4月1日に改定し、同日から施行します。

本規則は、平成29年5月1日に改定し、同日から施行します。

本規則は、令和元年10月1日に改定し、同日から施行します。

本規則は、令和5年1月1日に改定し、同日から施行します。

本規則は、令和7年1月1日に改定し、同日から施行します。